

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.101 22.102 22.103 22.105 箇条25 25.1	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 機器が空気を供給する機能をもつ場合には、水がモータに入り込まない構造でなければならない。 22.102 浴槽と一体になった機器の場合は、浴槽を空にした後に装置内の残水量（次に浴槽を用いるときに再循環する水量）は、0.5L又は浴槽の容積の0.2%のいずれか少ない方の量以下となる構造でなければならない。 22.103 機器は、危険になるおそれがある場合、髪の毛が吸入口の穴に吸い込まれない構造でなければならない。 22.105 渦流スパは、必要な水の清浄レベルを達成するために、水のろ過システムを組み込まなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.1 持ち運び可能な渦流スパは、プラグ付き電源コードだけを備えなければならない。電源コードの長さは、規定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				25.5	の値以上でなければならない。 25.5 持ち運び可能な渦流スパには、X形取付けによって取り付けてはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.33	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.33 定格電圧が150 V以下の機器では、高速形の定格感度電流が規定の値以下の漏電遮断器を浴室内以外の屋内に備えなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.12	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 電熱素子をもつ機器の場合、浴槽の水質維持のため、機器の噴出口の水温が一時的に 50 ℃を超える間は、機器の噴出口に接近しないよう、又は離水するように注意を促すために、利用者が見やすい場所へ“警告中は噴出口に近づかない旨、又は離水する旨”を表示しなければならない。 7.12 取扱説明書には、清掃その他の保守の詳細を記載しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.105A	浴槽と一体になった機器を除き、浴室内に設置することを意図した機器の取扱説明書には、浴室内仕様であることを記載しなければならない。 渦流スパの取扱説明書には、次に関する情報を記載しなければならない。 － 水質の維持 － 洗浄及び消毒 － クラス01機器の場合は、“必ず接地する旨及び接地せず機器を利用すると感電する危険がある旨”、等 箇条22 構造 22.105A 電熱素子をもつ機器は、浴槽の水質維持のため、機器の噴出口の水温が一時的に規定の値を超える場合、音、発光、ディスプレイ表示などによって警告を発する機構を設けなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条22 22.106	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.106 水と接触する金属部品は、耐食性でなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条6	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	した安全設計	は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		6.1	6.1 機器は、感電に対する保護に関し、次のいずれかのクラスでなければならない。 － 定格電圧が150 Vを超える場合 ・ 可搬形機器は、クラスII ・ 据置形機器は、クラス0I、クラスI又はクラスII － 定格電圧が150 V以下の場合 ・ 可搬形機器は、クラス0、クラス0I、クラスI、クラスII ・ 据置形機器は、クラス0、クラス0I、クラスI、クラスII	
				6.2	6.2 浴槽と一体になった機器、浴槽内の人が充電部を含む部分に触れる可能性がある機器及び排水口をもつ洗い場に設置する機器はIPX5以上、浴槽内使用機器はIPX7以上、その他の機器はIPX4以上でなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条25 25.7	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 持ち運び可能な渦流スパの電源コードは、ゴム被覆コードと同等以上の特性でなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 － 危険な充電部への人の接触を防ぐと	■該当 □非該当	箇条22 22.101	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 機器が空気を供給する機能をもつ場合には、水が	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		22.104	モータに入り込まず、かつ、水が充電部又は基礎絶縁に接触しない構造でなければならない。 22.104 可搬形機器は、小さな物体が侵入し、充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条22 22.33 22.106	第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.33 浴槽内の人が触れるおそれがある操作部などの部品は、安全特別低電圧によって供給しなければならない。 22.106 クラス0I又はクラスIの持ち運び可能な渦流スパは、水と接触する全ての金属部品は、保護接地接続しなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条13 箇条14	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条14 過渡過電圧（第1部の規定による。） 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条16 箇条17 箇条19 箇条29	箇条16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の規定による。） 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。）	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条19 箇条30 30.2	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.8 箇条19 19.13	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.8 電熱素子をもつ機器の場合、浴槽への噴出口の水温は規定の値以下でなければならない。 箇条19 異常運転 19.13 浴槽を水で満たして異常運転する試験の場合において、水を加熱する機能をもつ機器の噴出口の水温は、規定の値以下でなければならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条20 20.1 20.2 箇条22 22.14 22.15	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていないなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。） 22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかでなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条23 23.1 箇条25 25.9	る。) 箇条23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならない。(第1部の規定による。) 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。(第1部の規定による。))	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条20 20.2 箇条21 箇条22 22.11 箇条23 23.3	箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分な機械的強度をもっていなければならない。(第1部の規定による。) 箇条21 機械的強度 (第1部の規定による。) 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。 箇条22 構造 22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。(第1部の規定による。) 箇条23 内部配線 23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条25 25.22	に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外しした場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第 十 三 条	電気用品から発せられる電	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措	■該当 □非該当	箇条22	第1部の第十三条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	磁波による危害の防止	置されているものとする。		22.105B	22.105B 殺菌灯をもつ機器は、殺菌灯の光線が直接外部に漏れない構造でなければならない。	
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.7 19.9 箇条22 22.40 22.49 22.50 22.51	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。） 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第1部の規定による。） 22.51 機器上には、機器が遠隔操作作用に調節されているこ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条30 30.2.3	とを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。） 箇条30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条24 24.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条24 部品 24.101 機器に組み込む温度過昇防止装置は、非自己復帰形でなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に	■該当 □非該当	箇条10	箇条10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条19 箇条25 25.8	ってはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.11 19.11.4 箇条29	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.1	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 利用者が見やすい場所へ警告を表示しなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る表示)	り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—